



《会計・税務の知識》「当初申告要件」「適用額の制限」の改正

平成23年12月の税制改正により、いわゆる「当初申告要件」や「適用額の制限」について改正が行われました。普段あまり意識しない部分かもしれませんが、影響の大きな改正ですので、まとめてみました。

1. 当初申告要件の廃止

確定申告書等（確定申告書または中間申告書）に、その制度の適用を受ける金額など一定の事項を記載した場合または一定の書類を提出した場合に限り、適用を受けることができる制度が存在します。裏を返せば、確定申告書等がこの要件を満たしていなければ、後で適用漏れに気が付き修正申告や更正の請求を行ったとしても取り返しがきかない、という厳しいルールです。これが俗に「当初申告要件」と呼ばれているものです。

しかし、平成23年12月の税制改正によって、この「当初申告要件」が一部廃止されました。以下に主だったものを抜粋しています。なお、租税特別措置法においては、「当初申告要件」の廃止は行われていないのでご注意ください。

【表1】当初申告要件が廃止されたもの

<p>《法人税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受取配当等の益金不算入（法23⑦） ■外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法23の2③） ■寄附金の損金算入（法37⑨） ■所得税額控除（法68③） ■外国税額控除（法69⑩⑪） <p>《所得税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■給与所得者の特定支出の控除の特例（所法57の2） ■純損失の繰越控除（所法70） ■雑損失の繰越控除（所法71） ■外国税額控除（所法95） <p>《相続税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■配偶者に対する相続税額の軽減（相法19の2） ■贈与税の配偶者控除（相法21の6） ■相続税における特定贈与財産の控除（相令4）
--

2. 適用額の制限の見直し

上記の当初申告要件に似た話になりますが、これまで一定の制度については、その制度の適用を受ける金額は、確定申告書等に記載された金額が限度とされていました。つまり、確定申告書等を提出した後で計算誤り等に気付き、修正申告や更正の請求に

よって適用を受ける金額を修正したとしても、従来は受け入れられなかったのです。これが「適用額の制限」と呼ばれているものです。

しかし、平成23年12月の税制改正により、この「適用額の制限」が一部見直され、修正申告や更正の請求により適用を受ける金額を修正できるようになりました。以下、主だったものの抜粋です。

【表2】適用額の制限が見直されたもの

<p>《法人税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受取配当等の益金不算入（法23⑦） ■外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法23の2③） ■寄附金の損金算入（法37⑨） ■所得税額控除（法68③） ■外国税額控除（法69⑩⑪） ■試験研究を行った場合の法人税額の特別控除およびその特例（措法42の4⑭⑮、措法42の4の2⑩） ■エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5⑧⑨） ■中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の6⑧⑨） ■雇用者数増加の場合の法人税額の特別控除（措法42の12④） <p>《所得税関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■外国税額控除（所法95） ■試験研究を行った場合の所得税額の特別控除およびその特例（措法10、措法10の2） ■エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の2の2） ■中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の3） ■所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法10の6） ■青色申告特別控除（65万円）（措法25の2）
--

3. 適用時期

所得税については、平成23年12月2日の属する年分以後、法人税および相続税・贈与税については、平成23年12月2日以後に申告期限の到来するものに適用されます。

4. 結び

税務調査は確定申告後に修正を求めてくるのに対し、納税者側は確定申告後に修正することができないという不均衡がありました。今回の改正により、ある程度その不均衡が解消されることになったので、納税者にとっては良い話ですね。

（担当：工藤）